

常任委員会の報告

総務委員会

9月定例会で付託された議案3件について報告する。

◆議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正

◆一般会計補正予算(第2回)
除雪機借上料371万円の積算根拠は。

答 除雪機本体および軽トラック等に乗せるためのブリッジ、給油缶などの付属品を含め、1台約50万円と考え、80台で4千万円。5年間の金利負担分を含めた約4452万円のうち、今年度使用する11月から3月までの5か月分として371万円を予算計上した。

問 リース期間終了後の除雪機的所有権は。

答 5年間のリース期間終了後に秩父市へ所有権が移る。

問 金利負担分を考慮すると単年度に4千万円で購入すべきではないか。

答 当初は購入で検討したが、秩父市が積雪寒冷地域ではなく、購入でもリース契約でも国・県に該当する補助がないことから、協議の結果、リース契約であれば、国の特別交付税制度に除排雪経費として算入できるため、リース契約とした。

○以上2件は原案のとおり可決

◆工事請負変更契約の締結について(本庁舎等建設工事)

問 今回の本庁舎工事請負金額の変更点は。

答 増額の契約変更は、秩父市契約約款にあるスライド条項によるもので、国の労務単価に基づくものと、LED照明に変更・音響システム・ホール空調設備の3項目の工事変更が主なものである。

意見 26年12月議会で65億円以上は増えないとの約束であったが、今回の議会で少なくとも2千数百万円の増額となることは明らかとなった。また、工期の延長については、受注者の責めに帰すべき部分を検証し、ペナルティ等を検討することにより、金額を抑えていく余地はまだあると考え、今回の議案については拙速であることから、反対する。

意見 スライド条項によりどのようにに労務単価が上昇したのか不明瞭であり、業者の言いなりになっていると感じ、市民に対しての説明責任が果たせていないので賛成できない。

○挙手多数により可決



まちづくり委員会

9月定例会で付託された議案8件及び請願1件について報告する。

◆市道の路線変更

・大滝字大達原地内の市道終点の変更

◆工場誘致条例の一部改正

問 旧秩父セメント(株)の第一工場跡地のほかに、条例適用となる企業誘致候補地は存在するか。また大型企業誘致に関する取組みは。

答 条例適用となる規模の候補地は、当該跡地のみである。取組みに関しては、太平洋セメント(株)本社を訪問し協議を行っている。さらに埼玉県の企業立地課とも連携し、情報収集に努めている。

○以上2件は原案のとおり可決

◆一般会計補正予算(第2回)

問 市役所本庁舎等建設事業に關し、工事請負額が一度確定し、予算額との差額が明確になった時点で減額補正を行うべきではないか。

答 今回の工事は、本体工事・舞台工事・外構工事に分かれ、すべての工事を一括して行えるものではなかった。そのような中で軽微な変更があることを想定し減額補正は行わなかった。

意見 予算と契約で所管部所が分かれているため、合致に努めるよう申し述べておく。

意見 本補正予算は、「議案第85号工事請負変更契約の締結について」に基づくものであるため、本案についても反対する。

○挙手多数により可決

◆下水道事業特別会計補正予算(第1回)

◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

◆戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)

◆公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)

◆駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

○以上5件は原案のとおり可決

◆有害鳥獣捕獲後の処理施設の建設に関する請願(西秩父猟友会・上吉田支部)

意見 趣旨はよくわかるが、他の猟友会とも協議を行い、広く賛同者を募っていただきたい。

意見 有害鳥獣対策は行政・猟友会の課題であるため、継続審査とすべきである。

○継続審査に対する挙手採決の結果、総員賛成により、継続審査に決定



常任委員会の報告

文教福祉委員会

9月定例会で付託された議案7件について報告する。

◆子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部改正

◆文化財保護基金条例

問 第3条第2項「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とは、どのような場合か。

答 基金は普通預金口座を開設、その後、定期預金や有価証券などで運用していくが、文化財保護保存の趣旨から債権などで運用するには長すぎることから、現実的には定期預金での運用となる。

問 喫緊で基金の活用はあるか。

答 予定はない。

◆一般会計補正予算(第2回)

問 ちちぶ医療協議会負担金2千万円の減額理由は。

答 産科医師・助産師等確保支援事業の財源として25年度より県からいただいていた2千万円は、27年度で終了したが、今年度も県から医療協議会に補助金2千万円が交付されることになったためである。

問 施設開設準備経費等支援事業費補助金の概要は。

答 地域密着型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスを「医療生協さいたま生活協同

組合」が今年度中に始められればということと受けられる準備のための補助事業である。これはホームヘルパーと訪問介護を合わせた事業で、定期巡回に加え、24時間、利用者の通報により、オペレーターが電話やICT機器等による応対・訪問事業を行う。秩父市内では初めての事業となる。

問 今回の補正予算において、ICT活用教育推進事業で想定しているタブレット機器の導入台数は。

答 すべての小中学校にできるだけ多くのタブレット機器を配備したいと考えているが、まず、大型テレビなどの周辺機器を優先し、タブレット機器は1校2台から3台になる。なお、この事業とは別に小中学校のパソコンの入れ替えにより、タブレット機器を導入しており、周辺機器を優先することで、今後タブレット機器が活用できると考える。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

◆後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

◆介護保険特別会計補正予算(第1回)

◆市立病院事業会計補正予算(第1回)

○以上7件は原案のとおり可決

9月定例会で審議した議案・請願の結果

議案等の件名		会派ごとの賛否						議決結果
		清流 12人	共産 3人	公明 2人	絆 2人	無会派 清野 金崎		
28年度補正予算	一般会計補正予算(第2回)	○	×	○	○	×	×	原案可決
	国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	介護保険特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	下水道事業特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	駐車場事業特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
	市立病院事業会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	原案可決
条例	議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	原案可決
	子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	原案可決
	工場誘致条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	原案可決
	文化財保護基金条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
市道	市道の路線変更	○	○	○	○	○	○	原案可決
契約	工事請負変更契約の締結	○	×	○	○	×	×	原案可決

清流：清流クラブ 共産：日本共産党秩父市議会議員団
公明：公明党 絆：市民の会・絆 無会派：会派に属さない議員
※議長は人数に含まれていない。

議案等の件名		会派ごとの賛否						議決結果
		清流 12人	共産 3人	公明 2人	絆 2人	無会派 清野 金崎		
27年度決算	一般会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	国民健康保険特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	後期高齢者医療特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	介護保険特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	下水道事業特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	農業集落排水事業特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	戸別合併処理浄化槽事業特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	公設地方卸売市場特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	駐車場事業特別会計決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	水道事業決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
議員提出議案	市立病院事業決算の認定	-	-	-	-	-	-	継続審査
	無年金者対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
	障がい者(児)の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
請願	後期高齢者医療制度の改善を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
	有害鳥獣捕獲後の処理施設の建設に関する請願【この請願を「継続審査」とすることについて採決しました。】	○	○	○	○	○	○	継続審査

○：賛成 ×：反対

広報広聴委員会報告

5月20日に行った議会報告会において、市民の皆さまからいただいた行政に対する問合せ、意見、要望についての回答を一部掲載します。

問 ちちぶ定住自立圏構想の成果は。

答 秩父地域全体の課題を協議し、解決を図る仕組みとして有効な取り組みである。主な事業の成果としては、二次救急医療体制・産科医療の維持や、水道広域化による老朽管の敷設替えや耐震補強などが挙げられる。また、おもてなし観光公社による民泊での修学(教育)旅行の誘致事業などが行われている。

(地域政策課)

問 秩父地域おもてなし観光公社の成果は。

答 秩父地域を統一したSNSやマップでのPRをはじめ、地域全体で連携し、民泊を利用した修学(教育)旅行の誘致や広域レンタサイクル等の事業も実施している。秩父地域への来訪者数は増加傾向にあり、成果が現れてきている。(おもてなし観光公社)

問 雇用の促進のためにどのような施策を行っているか。

答 企業と求職者とのマッチングを図るため、ハローワーク秩父や秩父地域雇用対策協議会と連携し、合同就職面接会などを実施している。(商工課)

問 子どもたちの教育のため、秩父ミューズパークに天文台を設置して欲しいという請願書の提出を考えたが、紹介議員がいなかったため請願書が提出できなかった。紹介議員なしで請願ができないのはなぜか。

答 請願は、地方自治法第124条により紹介議員が必要であることが定められている。紹介議員を必要としない陳情という方法をもつて、特定の事項について実情を訴え、適切な処置を求めることもできる。(議会事務局)

問 郷土芸能の練習場所がなく、個人宅を借りて練習している。公共施設などで練習できる場所はないか。

答 公民館など公共施設の活用を希望する場合は、文化財保護課へ相談してほしい。(文化財保護課)

問 道の駅「龍勢会館」の多目的トイレのドアが重い。使いやすいトイレにすれば車椅子の方も秩父観光を楽しめるのではないか。

答 管理者である埼玉県秩父県土整備事務所に対応を依頼したが、本年度の工事の対象にはなっていない。(吉田総合支所地域振興課)

問 公衆トイレの整備状況がよいので、観光客向けのトイレマップを作成したらどうか。

答 観光客向けのトイレマップの必要性等も含め、検討する。(生活衛生課)

問 番場・東町付近の道路は一方通行が多く不便である。規制を解除することはできるか。

答 この付近の道路は幅員や交通量を踏まえ、危険回避の観点から一方通行に規制されている。規制を変更するには、地域住民の意見として町会から要望をあげることが必要となる。秩父警察署、埼玉県公安委員会の審査を経て変更となる。(市民生活課)



決算に関係する用語解説

「収入未済額」

しゅうにゅうみさいがく

歳入を徴収するときに「誰」が「いくら」で「どのような性格」のお金を納めなければならぬのかを確認してから徴収額を決定します。徴収額を決定する行為のことを「調定」といいます。

収入未済額とは、調定した収入のうち、出納整理期間内に納入されなかった金額のことです。翌年度も引き続き徴収に努めることになります。

※ 出納整理期間(年度が終わっても、未収入、未払いとなつているものについて、収入、支出を行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までのこと。)

「不納欠損」 ふのうけつそん

調定を行ったものの、何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みが立たない状況が起きた場合は、徴収を諦めることとなります。このことを「不納欠損処分」といいます。

債務者が死亡し相続人もいない場合や、時効が成立したときなどにこの処分が行われます。